

## (仮称)多世代交流拠点施設から始まる『にぎわい・活力』増進プラン

### 1. (仮称)多世代交流拠点施設から始まる『にぎわい・活力』増進プランについて

本計画は、「和泉市富秋中学校区等まちづくり構想」（令和2年3月策定）及び「(仮称)多世代交流拠点施設基本計画」（令和4年3月策定。以下「基本計画」という。）を踏まえ、整備する(仮称)多世代交流拠点施設(以下「多世代交流拠点施設」という。)について、基本計画で決定した整備コンセプトや基本方針に沿った施設の設えを具体化するため、その在り方や役割について定めるものとする。

### 2. 多世代交流拠点施設の整備に関する方向性について

これまで市民の福祉の向上並びに生涯学習及び地域交流の促進を図る役割を担ってきた和泉市立人権文化センターと、青少年の教養を高め、健全な育成を図る役割を担ってきた青少年センターについて、多世代交流拠点施設として整備するにあたり、時代の変化によって求められるニーズを捉え、今後もその役割を果たしていくために、施設の在り方について、下記の方向性に基づき「イノベーション(革新)」を図る。そして、その「イノベーション(革新)」を達成するために、現代社会が抱える課題解決や新たな施設の付加価値としての「インキュベート機能（新事業の創出を支援し、その成長を促進させる機能）」も加えた複合施設として整備する。これらの内容を踏まえ、施設整備に係る方向性を下記のとおり定める。

#### 人権文化センターと青少年センターを統合し、これまで担ってきた機能を時代のニーズにあわせて発展させ、新たな施設として整備

これまで両施設において果たしてきた役割について、その事業内容や発信方法について時代のニーズに適した見直しを図りながら、その役割を担う施設としてイノベーションする。

#### 多世代間のコミュニティの拠点となり、地域課題の解決に向けた社会資源を生み出し、まちの「にぎわい・活力」の創出の起点となる施設とする。

多世代交流や分野の異なる地域団体の交流を促進し、それぞれの目的に応じてネットワークを構築し、地域課題の解決に向けた新たな社会資源の創出し、人を呼び込み「にぎわい」を生む施設からそこで集まる各々が「にぎわい・活力」を創出できる施設とする。

### 3. 多世代交流拠点施設に求める機能について

上記の方向性に基づき、様々な課題解決に向けたインキュベート機能を持つ施設として整備するものとし、求める機能を以下のとおりとする。

また、それぞれの機能を担うために実施する各事業については、運営開始後の将来性を見据えながら、その時々時代性に合わせた柔軟な実施が図れるよう考慮する。

#### **【機能①】「社会的課題解決」のインキュベーション**

- ・ 事業内容：社会的課題解決支援事業
- ・ 実施場所：地域交流スペース・人権資料室等
- ・ 実施方針：これまで担ってきた隣保館機能としての人権啓発事業と総合生活相談事業(一般相

談・進路相談・心理カウンセリング等)をさらに向上させるために、事業自体の改良や、他の機能との連携も視野にいれ、各事業で取り扱う内容や発信方法について、時代性を捉えた課題(インターネット上の差別・誹謗中傷やダイバーシティの観点)や発信方法(A R等の活用)により、これまでにないような事業の展開を進める。また、相談事業については、市全般として、「相談窓口の整備」に取り組んでいる現況も踏まえ、それと連動しながら相談窓口の事業を展開する。

#### 【機能②】「新しい公共」のインキュベーション

- ・事業内容：ソーシャルビジネス(SB)・コミュニティビジネス(CB)、NPO等の活動拠点  
中間支援組織(地縁型、テーマ型)の育成支援、研修事業、技術的支援
- ・実施場所：地域交流スペース・自由ひろば・ミーティングエリア等
- ・実施方針：地域課題解決に向けた新たな事業主体の創出に関わる事業を実施する。また、自然と人が集まって交流する場が生まれるよう、コミュニティ形成機能が働きやすいようなフリーアドレス型のオープンな施設の設えとし、必要に応じて、その一部を優先的・常設的に活用できるようにすることで、市民・団体同士のネットワーク構築や、地域課題を解決するコミュニティビジネスに発展できるような担い手の創出を目的とする。

#### 【機能③】「多世代交流」のインキュベーション

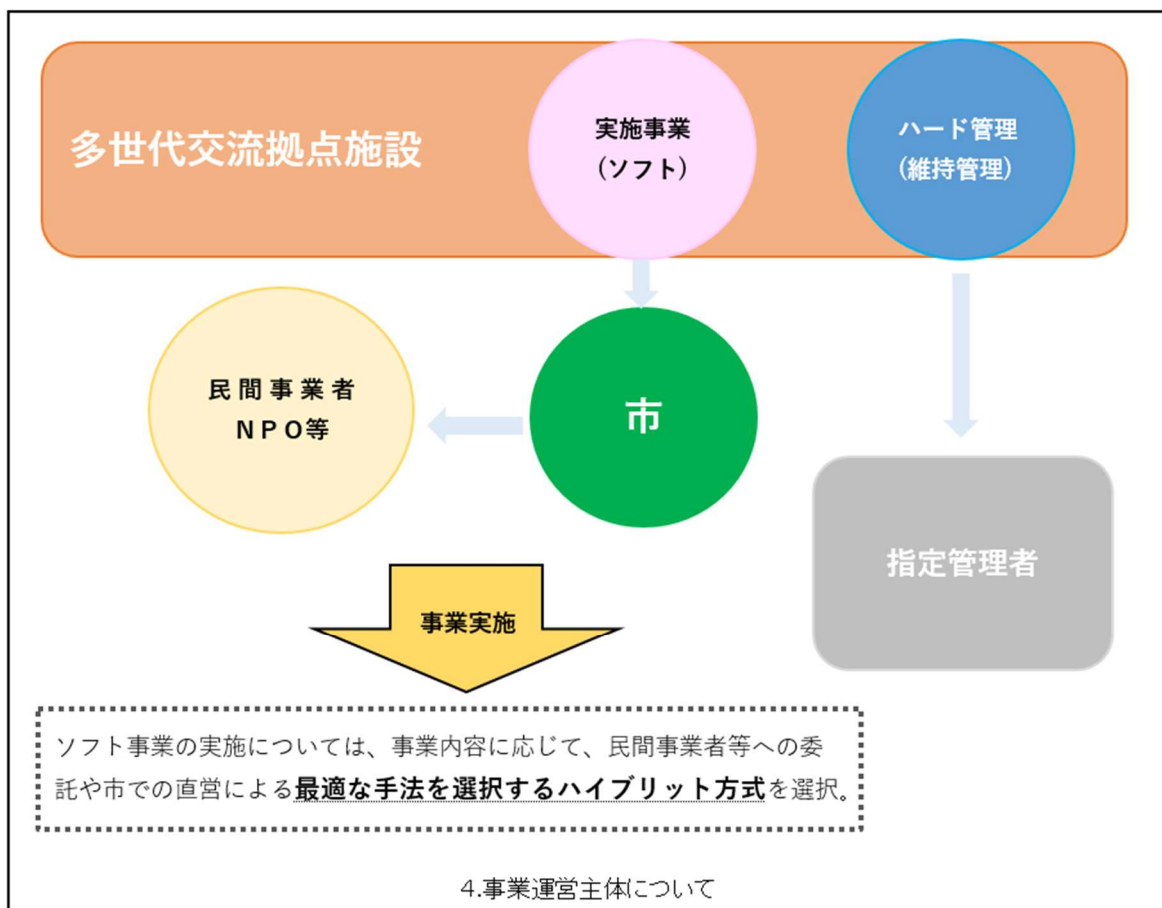
- ・事業内容：子育て、青少年育成に関する事業  
高齢者のみまもり・居場所づくり事業  
社会的孤立対策事業(居場所づくり、フリースクール、講座)  
学力向上、学習支援に資する事業  
伝承文化保存継承事業  
文化活動を通じて交流事業(音楽活動等)
- ・実施場所：地域交流スペース・自由ひろば・ミーティングエリア・とみまち広場との連携等
- ・実施方針：安心して子ども達が集まれる居場所を提供するとともに、そこに集う子ども達が自主性をもって成長していけるようにプレーパーク等を実施する。そして、子ども達だけではなく、その保護者達も気軽に集まりコミュニティ形成が生まれるような場とすることで、子育てのしやすい環境づくりにも貢献する。また、近隣の居住者が高齢層となっていることも踏まえ、生活上の課題解決にむけての相談の場を設ける。  
以上の、幅広い世代を包括する事業を連携して実施していくことで、各世代間の交流のきっかけを見出し、社会資源や担い手の創出、また、その交流の場としての役割を担う。

#### 【機能④】「情報収集・発信活動」のインキュベーション

- ・事業内容：情報収集・発信活動の促進事業
- ・実施場所：地域交流スペース・ミーティングエリア等
- ・実施方針：人権課題を含む情報収集及び発信活動の促進を目的として、図書・電子情報の配置、閲覧コーナを設置し、情報収集・発信に関する関心を高めるとともに、集まってきた人たちのコミュニティ形成のための居場所としての役割も担う。

#### 4. 事業運営主体について

本施設の管理運営において建物の維持管理を図るものとし、交流促進事業等のソフト事業においては、民間事業者、NPO等への委託又は市直営で運営する。

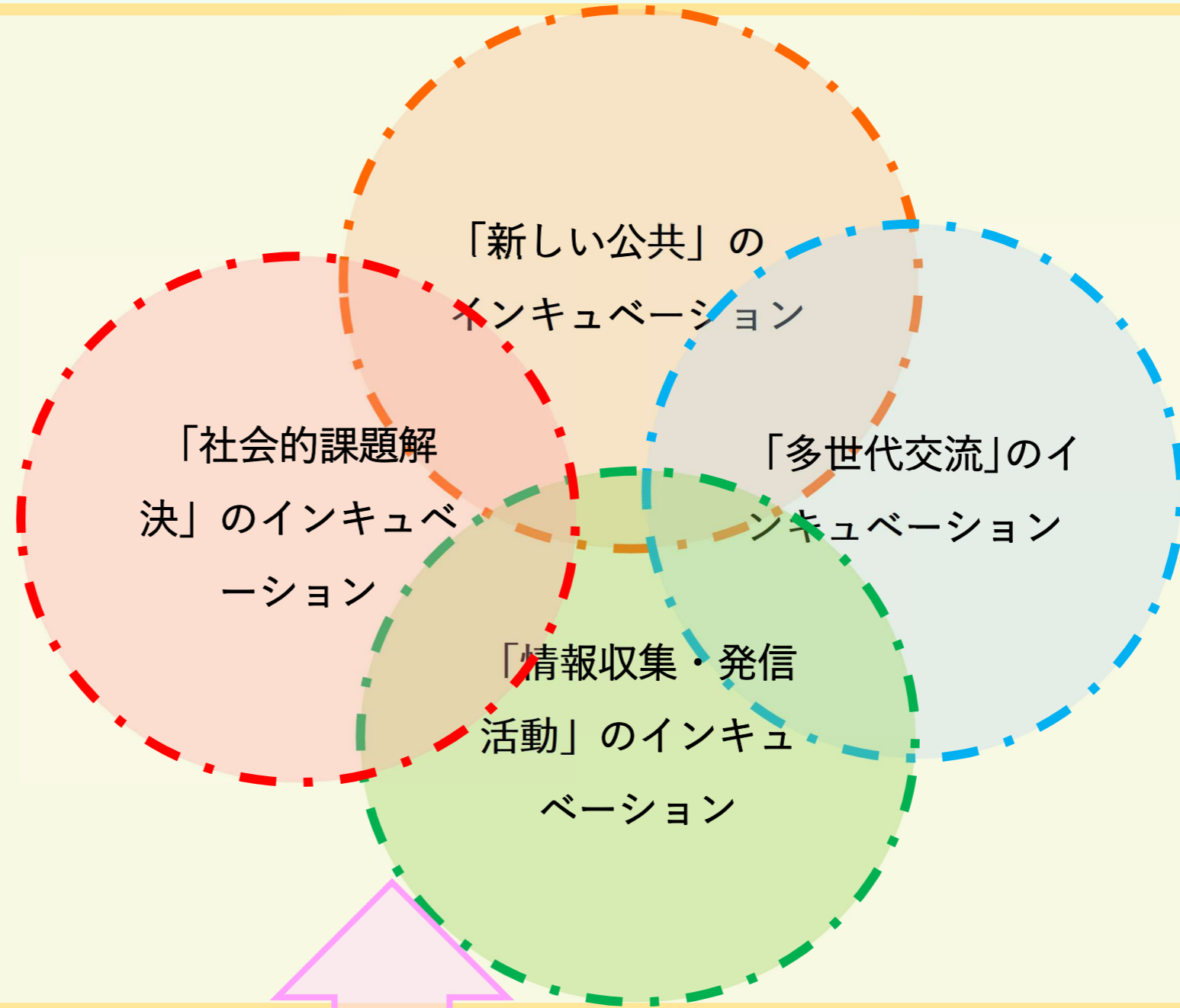


## 5. 施設計画のイメージ

### (仮称)創発の場

#### 施設整備提案に求めるもの

- ・ 交流スペースのオープン性、相互交流性を高める工夫
- ・ 交流軸(通学路)との親和性が高くなるようなエントランスの工夫
- ・ 1階と2階との「区分」と「連絡」の工夫



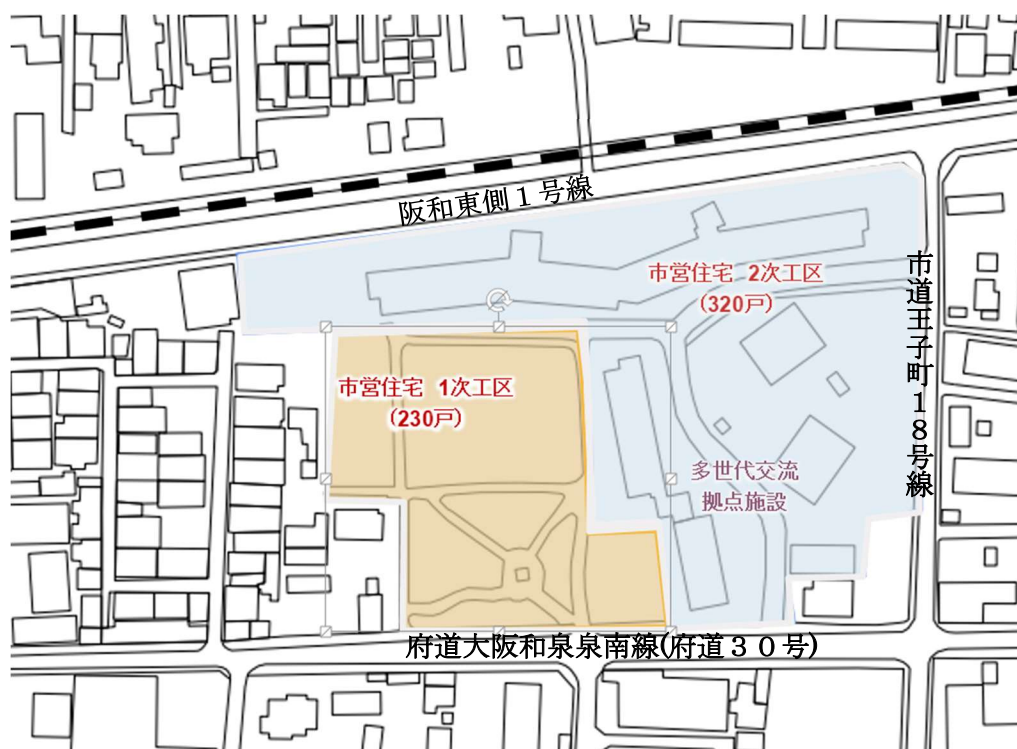
事業内容によって連携

とみまち広場

補  
完

その他施設機能

## 6. 施設の整備位置・規模等



### 【多世代交流拠点施設の施設整備位置及び規模について】

多世代交流施設は、整備用地のうち現在の和泉第一団地の敷地内に整備することとする。位置は、多世代が集い交流する複合拠点を整備するという本事業目的に沿うこと、並びに府道大阪和泉泉南線（以下、「府道30号」という。）及び市道王子町18号線に面した位置で敷地の間口を50m以上（府道30号接道部分）確保することを条件とする。施設規模については【延床面積：2,800㎡（ただし必要な機能に対して不十分と認められる場合は3,000㎡以内）＋自由広場：約1,000㎡】とし、本計画に記載する事業をより効果的に実施するために、自由広場と施設の屋内との一体感を意識した民間事業者からの施設計画についての提案を求めるものとする。

### 【施設駐車場について】

施設駐車場については、70台以上整備するものとする。ただし、市営住宅も含めた事業全体の施設計画も考慮し、多世代交流拠点施設周辺に最低35台以上整備し、一体整備できない残りの台数については、近隣の王子第一団地跡地内に整備することとする。なお、施設利用者の利便性の観点から、障がい者用スペース等については配慮された計画であることとする。

### 【その他設備について】

#### ・避難所機能の確保

避難所機能（ライフライン・物資の備蓄・通信機器の設置等）を確保した施設整備とする。

#### ・いずもくの活用について

「和泉市木材利用基本方針」（平成24年8月策定）に基づき、本市が実施する公共土木工事や公共施設の工作物等においては、木材の特性が発揮される箇所に積極的に木材利用を進めていることを踏まえ、建設コストのほか維持管理及び解体・廃棄等のコストを含めたライフサイクルコスト、法令の制限や機能性等の制約等を勘案の上、木材の利用による効果が期待される部分を中心に、和泉市内産木材「いずもく」の利用に努めるものとする。

## ・ゼロ・カーボン施策について

地球温暖化等への対応として、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に努めること。

### 【(仮称)富秋学園の通学路との連携について】

(仮称)富秋学園の生徒が「とみまち広場」を通学路として利用する。また、とみまち広場の対面には市営住宅が位置しており、通学路として利用する子ども達と市営住宅入居者の交流の場としての役割を多世代交流拠点施設が担うことにより、子どもに対しての見守り機能の効果を果たすことを目的とする。以上を踏まえ、とみまち広場と自由広場、地域交流スペースにおいて子ども達や高齢者が気軽に立ち寄って集まることのできるような外部から内部がよく見えるような仕掛けを設ける。

## 7. 事業期間(スケジュール)

本施設の整備にかかる事業期間は以下のとおりとする。

本事業実施計画概要版の策定	令和5年5月末
本事業実施計画本編の策定	令和5年6月上旬
要求水準書案の公表	令和5年8月末
事業者選定業(サウンディング等)	令和5年度
事業契約締結日	令和6年12月頃
設計業務期間	令和10年度
建設業務期間	令和11年度～令和12年度
供用開始	令和12年度

別途実施する関連事業実施事業者の選定に係るスケジュール予定は下記のとおりである。

### 【人権資料室展示設計・整備業務】

人権資料室展示等基本計画の策定	令和9年度
展示設計・整備事業者の募集・選定	令和10～12年度
展示設計期限	令和11年度中
展示整備・導入期限	令和12年度中

### 【(仮称)多世代交流施設維持管理・指定管理者の選定】

維持管理基本計画の策定	令和9年度
指定管理者募集・選定	令和10～12年度
運営開始	令和12年度

### 【交流促進事業の事業者選定】

民間事業者へのサウンディング	令和5～7年度
事業者募集に係る仕様等の作成	令和8～9年度
事業者の募集・選定	令和10～11年度

## 8. 施設整備を行う事業者選定にむけて求める提案内容

多世代交流拠点施設の整備に関して、本計画に定めた事業を効果的かつ適格に、また、今後施設に求められるニーズが社会環境の変化により変わっていくことも踏まえ、可変的に対応できるような施設計画を求める。そういった点も考慮し、多世代交流拠点施設整備にかかる要求水準書へ本計画の各所において記載する施設計画に求める内容及び事業の実施方針を反映させるものとする。

したがって、多世代交流拠点施設整備における事業者選定の評価の基準の方向性としては、その要求水準書の要旨を理解した上での提案を採択できる評価基準を定めるものとする。

以上



## 用語・資料編

**イノベーション** : 「新しいものを生産する、あるいは既存のものを新しい方法で生産すること」と定義されており、モノや仕組み、サービスなどに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値観を生み出し、革新や変革をもたらすこと。

**インキュベーション** : 新事業の創出を支援し、その成長を促進させること。

具体的には、必要な施設や環境を用意すること、ノウハウ等の専門的なアドバイスを行うこと、サービス提供側と受ける側のマッチングを支援すること、などの役割が期待される。

**ソーシャルビジネス(SB)・コミュニティビジネス(CB)**

: 地域や社会が抱える課題をビジネスの手法を用いて社会的企業や市民が主体となって解決していくこと。SBとCBの違いについては、CBについては、活動領域や解決すべき社会的課題について一定の地理的範囲が存在するが、SBについては、こうした制約が存在しない。

参考 『(仮称)多世代交流拠点施設基本計画』 抜粋

### ・整備コンセプト

人権を尊重し、助け合い・支え合いの輪を広げる場

— 自然と集まる みんなの居場所 —

### ・基本方針

- 1 隣保館機能を有し、青少年育成の拠点となる施設
- 2 市民福祉の向上や地域コミュニティの拠点となる施設
- 3 周辺環境や地域と調和した施設
- 4 安全・安心・快適に過ごせる施設
- 5 将来を見据え、持続可能性を有した施設

## 隣保館設置運営要綱

(平成14年厚生労働省発社援第0829002号)

### 第1 目的

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする。

### 第2 設置及び運営主体

隣保館は、市町村が設置し、運営する。

### 第3 運営の方針

- 1 隣保館は、第1の目的を達成するため、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、また、地域住民の生活課題に応じた事業計画を長期的展望の下に毎年度策定し、その計画に基づいて事業を実施するものとする。
- 2 隣保館の運営に当たっては、地域住民の自立の支援を基本とするとともに、関係機関、社会福祉法人及びボランティア等との連携を図るものとする。
- 3 隣保館は常に中立公正を旨とし、広く地域住民が利用できるよう運営しなければならない。
- 4 隣保館は利用者が守るべき規律、その他施設の管理についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。
- 5 隣保館は、その利用者に対し必要な情報を提供するように努めるものとする。
- 6 隣保館は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

### 第4 事業

隣保館は、次の基本事業を行うほか、地域の実情に応じて特別事業を行うものとする。なお、特別事業については、その事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

## 1 基本事業

### (1) 社会調査及び研究事業

地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する事業

### (2) 相談事業

地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う事業

なお、相談に当たっては、地域住民の利便を考慮して、機動的な相談体制を確立し、また、相談の結果、必要があるときは関係行政機関、社会福祉施設等に連絡、紹介を行うほか、その他適切な支援を行うよう努めること。

### (3) 啓発・広報活動事業

地域住民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業

### (4) 地域交流事業

地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業

### (5) 周辺地域巡回事業

隣保館の利用が困難な周辺地域住民に対して、専門家による巡回相談、啓発講演会開催等を実施する事業

### (6) 地域福祉事業

地域における様々な生活上の課題の解決を図るため、地域の実情に応じて行う事業

## 2 特別事業

### (1) 隣保館デイサービス事業

障害者及び高齢者等が隣保館を利用して、創作・軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、その自立を助長し生きがいを高める事業(実施要領は別紙 1 のとおり。)

### (2) 地域交流促進事業

休日開館や各種講座等の開催により、地域住民相互の交流・促進を図る事業(実施要領は別紙 2 のとおり。)

### (3) 継続的相談援助事業

長期的、継続的な支援を必要とする者に対して、総合的に相談援助を行う事業(実施要領は別紙 3 のとおり。)

## 第 5 職員

1 隣保館には、館長を置くとともに、必要に応じて指導職員を置くものとする。

2 館長及び指導職員は、社会福祉主事の資格を有する者若しくは社会福祉事業に 2 年以上従事した者、又は隣保館の運営に関し、これらと同等以上の能力を有する者であって、隣保館の運営に熱意のあるものでなければならない。

3 館長及び指導職員は専任とする。ただし、館長については他の施設と一体的に管理を行う必要がある等一定の合理的事由がある場合は、この限りでない。

## 第 6 規模・構造・設備

1 隣保館の規模は 132m<sup>2</sup> 以上とし、事業の実施状況を勘案し各種事業を行うために必要な規模を確保するものとする。

2 隣保館の構造は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)等の関係法令の定めによるものとする。ただし、木造の場合は、原則として防火構造とする。

3 隣保館にはおおむね次に掲げる設備を設けるものとする。ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、隣保館の運営上支障が生じない場合はこの限りでない。なお、次に掲げる設備を設けるほか、2 階以上の建物については、昇降機を設置するほか、段差解消等のための傾斜路等の整備を図る等、その環境整備に努め、高齢者や障害者の利用に配慮すること。

(1) 相談室

(2) 会議室・研修室

(3) 調理室

(4) 教養娯楽室

(5) 多目的利用室

(6) 事務室

(7) その他事業の実施に必要な設備(図書室、展示コーナー等)

## 第 7 備品

隣保館には、事業の実施に必要な備品を備えるものとする。

## 第 8 関係行政機関等との連絡協議

隣保館は、事業の円滑な実施を期するため、福祉事務所等の関係行政機関との連絡協議を定期的又は臨時に行うとともに、社会福祉法人等とも同様に積極的な連絡協議に努めるものとする。

## 第 9 帳簿の整備

隣保館には、その管理運営に必要な諸帳簿を備えなければならない。